

20 陳情 第 11 号	「新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の一部改正に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成20年3月10日受理、平成20年3月12日付託
陳情者	新宿区新宿 _____

(要 旨)

「新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」につき、条例の更なる実効性を高めるため、条例の一部改正についてご審議下さいますようお願い申し上げます。

区民が主体となるまちづくりの一環としての条例ならば、更なる区の積極的な行政指導のもと、一方からの申し出が受理された場合には、他の一方は一定の期間内には、これに必ず応じ調整のあっせん協議の俎上に載せるようにして、真摯な協議を行い、地域における健全な生活環境の維持と向上のためにも紛争問題解決について、区の介入を一步踏み込んだ条例に改正して頂きたいと思えます。

(理 由)

本条例は、中高層建築物の建築計画の事前公開や紛争のあっせん・調整に関し、必要な事項を定め、地域における健全な生活環境の維持と向上に資することを目的として制定されておりますが、中高層建築物の建築に係わる問題点について、建築主と住民との間における協議が不調に陥った場合、住民側が現在および将来にわたる健全な生活環境の維持と向上に向けて、まちづくりをするにはどうしたらよいのかと、そんな一途な気持ちから切羽詰った沈痛困惑の思いで本条例を基に区長あて調整のあっせんの上申を行い受理されたとしても、一方の建築主が、時をかまわずこれに応じなければ、現行条例上ではそれ以上の強制力が伴わないため一向に話は進展しません。

そんな状況では、住民は、このさきどうなるのか気の重いままに結果待ちの状況が続き物の解決の糸口さえ見えません。住民が、唯一のより所として打開策について、苦渋の選択をしたにも拘らず現状では条例の主旨は活かされていないと思えます。